

○**沖田委員長** 只今から第5回教育委員会会議を開会いたします。本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

日程第1会期の決定についてお諮りします。本日一日限りとすることにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

○**沖田委員長** 会期は、本日一日限りと決しました。

日程第2会議録署名委員の指名についてであります。

本日の会議録署名委員に2番宮澤委員、4番小尾委員を指名致します。

次に日程第3、前回会議の承認であります。第4回教育委員会会議について別紙議事録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○**沖田委員長** 異議なしと認め、第4回教育委員会会議を承認致します。ここで、本日の会議について閉会時間は午後5時以降となりそうなので幕別町教育委員会会議規則第2条の規定により会議の延長の必要があると認めますがこれにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○**沖田委員長** 異議なしと認め、会議を延長致します。次に日程第4、事務報告についてお願いいたします。

○**教育部長** 事務報告2点させて頂きたいと思えます。

共に資料はございません。まず、最初に1点目でございますが、職員給与費の適正執行等に関する調査についてであります。平成22年度と、23年度に実施されました会計検査院の調査結果を踏まえまして、文科省指導により道内すべての小中学校、主に道立学校の教職員を対象に会計検査院と同様の調査が行われたところでもあります。すでに、書類上の調査が終了し、次のステップとして欠勤の疑いのある教職員への事情聴取が行われる事となっています。本年3月に退職された教職員については、先行して事情聴取が実施済みであり、本町においても8人が2月末に、この会議室におきまして、十勝教育局の職員により、事情聴取が行われた所があります。この3月に退職されました道内小中学校の教職員のうち戒告などの懲戒処分や訓戒措置がされたものは100人おりました、このうち幕別町の者はおりませんが、管内では5名の教職員が文書訓告、さらには、服務上の注意指導を受けております。今回は、これ以外の方々管内2200人を越える教職員に対し十勝教育局は7班体制で4月下旬から6月上旬にかけて事情聴取する事で計画し、幕別町の教職員分200人ではありますが4月27日、月曜日から6月8日までの平日延べ17日間の事情聴取となっております。先般開催されました校長教頭会議におきまして、本件については一部批判的な意見や先生方の中にも色々な考えをお持ちの方もおられると思えますけれども、淡々と尋問を進めてまいりたい、協力をお願いすると教育長の方からも申し上げたところであります。

2点目は、平成24年度全国学力学習状況調査についてであります。本調査は平成19年度から、小学校6年生の国語及び算数、中学校3年生の国語及び数学を対象として実施されておりますが、24年度については、これに理科が加わり、去る4月17日に全国一斉に実施された所であります。幕別町からは、古舞小学校と糠内中学校の2校が調査対象校として抽出されて参加した他、残り小中学校12校についても本調査の果たしてきた役割を考えまして、調査に参加した所であります。インフルエンザの流行がまだ下火にならない中、当日欠席する児童生徒出て来るのではないかという不安もありましたけれども、結果として小中学校全体で97%の児童生徒が参加でき一安心した所であります。本日は、無事調査が終了した事をここに報告させて頂きます。以上でございます。

○**沖田委員長** 事務報告につきまして、何か質疑等ございませんか。

(ありません)

○**沖田委員長** 質疑が無いようですので議件に入ります。日程第5、報告第8号、専決処分した事件の承認について、幕別町教職員住宅入居の取扱いの一部を改正する取扱いについて説明を求めます。

○**学校教育課長** 報告第8号、専決処分した事件の承認について、ご説明を申し上げます。議案書の1ページであります。

幕別町教職員住宅入居の取扱いの一部を改正する取扱いにつきまして平成24年4月1日付けで専決処分致しましたので報告し承認を求めるものであります。本取扱いにつきましては、教育委員会の管理する教職員住宅の教職員以外の方の利用について規定しているものであります。教職員住宅の有効利用の観点から入居要件として新たに3項目を追加したものであります。別紙の報告第8号説明資料、新旧対照表をご覧くださいと思います。

第1、第2号の次に第3号として、地域産業の振興に寄与する企業等に勤務する者で、遠距離通勤解消の為の住宅を確保する事が困難と認められる者、第4号として、地域の農業後継者又はそれと同等と認められる者で、公区長より入居許可の要請が認められた者。第5号として、教育行政に関連する公共的団体、スポーツ、文化団体等で、一時的に事務所として活用する場合。を加えるものであります。附則におきまして、平成24年4月1日から施行すると定めるものであります。説明は以上でございます。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受け致します。

(ありません)

○**沖田委員長** 質疑なしと認めます。お諮り致します。報告第8号につきまして、原案通り承認する事にご異議ありませんか。

(異議なし)

○**沖田委員長** 異議なしと認め、報告第8号については原案どおり承認致しました。

日程第6、報告第9号専決処分した事件の承認について要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定についてから、日程第10、議案第23号幕別町スポーツ推進委員の委属につきましては、プライバシー保護の為秘密会と致します。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○**沖田委員長** 異議なしと認め、秘密会と致します。

○**沖田委員長** 秘密会をときます。次に日程第11、議案第24号幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則について説明を求めます。

○**学校教育課長** 議案第24号、幕別町学校管理規則の一部を改正する規則につきまして、提案、ご説明を申し上げます。議案書は7ページであります。今般の改正は、教職員の職務専念義務の免除の承認についての改正でありまして、道教委におきまして、部活動等に係る大会等の業務に従事する場合の服務上の取扱いが明確になりましたことから、北海道学校管理規則の一部改正が行われたことに伴いまして、本町においても本規則の改正を行うとするものであります。以下、条文に沿いまして、ご説明いたします。

別紙の議案第24号説明資料、幕別町学校管理規則の一部を改正する規則 新旧対照表をご覧くださいと思います。第20条は、職務専念義務の免除について規定しているものであります。現行においては、校長にあっては教育長が義務免の承認を行うこととしておりましたが、部活動等の大会運営等に関わるものについては、校長が校長本人の義務免を承認できるように改めるものであります。下線部分、町行政の運営上その地位を兼ねることが認められている団体の役職員の地位を兼ね、その事務を行う場合、学校の教育活動として位置付けられており自校の児童若しくは生徒が参加する大会等の運営に関わるもの又は教育長が特に認めるものに限る。は校長本人、を加えるものであります。また、所属職員についても、同様の場合は校長が承認できることに改めますことから、第3号に下線部分、学校の教育活動として位置

付けられており自校の児童若しくは生徒が参加する大会等の運営に関わるもの又は教育長が特に認めるものを除く。を加えるものであります。議案書にお戻りいただきたいと思ひます。附則におきまして、この規則は、公布の日から施行する。と定めるものであります。説明は以上であります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。
(ありません)

○**沖田委員長** 質疑なしと認めます。お諮り致します。議案第 24 号について原案通り可決することにご異議ありませんか。
(異議なし)

○**沖田委員長** 異議なしと認め、議案第 24 号については、原案通り可決致しました。次に日程第 12、議案第 25 号幕別町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について説明を求めます。

○**学校教育課長** 議案第 25 号、幕別町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について、ご説明を申し上げます。議案書は 8 ページであります。

今般の改正は、教員住宅の住宅料を改めますとともに、教員住宅 9 戸の所管換えをしようとするものであります。住宅料の改正につきましては、札内文京町の札内中学校教頭用の教員住宅のリフォーム工事が完了することに伴うものであります。教員住宅の住宅料につきましては、工事費の 800 分の 1 と設定しております事から、工事費 2,500,000 円の 800 分の 1 に相当致します 3,100 円を現行の住宅料に加えるものであります。別紙の議案第 25 号説明資料、幕別町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則新旧対照表をご覧ください。

別表の建物番号 60 の項中の 5,200 円とありますものを 8,300 円に改めるものであります。次に、所管換えにつきましては、建物番号 67、69、149 の桂町の住宅につきましては、平成 21 年 12 月に制定いたしました教員住宅戸数の適正化方針に基づきまして、23 年度中に空家となりました事から、用途廃止をし、普通財産として町に移管しようとするものであります。また、建物番号 158 から 163 までの緑町の 1 棟 6 戸につきましても、町に移管をするものであります。町では、低所得者等が入居できる特定目的町営住宅として活用する事となっております。議案書にお戻り頂きたいと思ひます。附則において、この規則は、平成 24 年 5 月 1 日から施行すると定めるものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受け致します。
(ありません)

○**沖田委員長** 質疑なしと認めます。お諮り致します。議案第 25 号について原案通り可決することにご異議ありませんか。
(異議なし)

○**沖田委員長** 異議なしと認め、議案第 25 号については、原案通り可決致しました。次に日程第 13、議案第 26 号幕別町立小、中学校通学区域規則の一部を改正する規則について、日程第 14、議案第 27 号幕別町立小、中学校通学区域外就学許可要綱の一部を改正する要綱については関連がありますので一括して説明を求めます。

○**学校教育課長** 議案第 26 号、幕別町立小、中学校通学区域規則の一部を改正する規則、議案第 27 号、幕別町立小、中学校通学区域外就学許可要綱の一部を改正する要綱につきまして、一括してご説明申し上げます。議案書は 10 ページでございます。今回の改正は、札内の北栄町公区が本年 4 月 1 日に分割されまして、新たに北栄町 1 公区と北栄町 2 公区が設立されたことに伴い、所要の改正を行うとするものであります。はじめに、議案第 26 号、幕別町立小、中学校通学区域規則の一部を改正する規則についてであります。別紙の議案第 26 号説明資料新旧対照表をご覧くださいと思ひます。別表 1 の札内北の項中の「北栄町」を「北栄町 1・2」に、また、裏面になりますが、別表 2 の札内東の項中の「北栄町」を「北栄町 1・2」に改め

るものであります。議案書にお戻りいただきたいと思いますが、附則におきまして、この規則は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用すると規定するものであります。次に、議案第27号、幕別町立小、中学校通学区域外就学許可要綱の一部を改正する要綱につきまして、ご説明致します。議案書は11ページでございますが、別紙議案第27号説明資料 新旧対照表をご覧いただきたいと思ひます。第3条は、通学区域外就学の許可基準を規定しているものであります。裏面になりますが第2項は、いわゆる国道と線路に囲まれた三角地帯については、北小学校の通学区域であります。札内南小にも通学できることを定めている条文中の「北栄町」を「北栄町1. 北栄町2」に改めるものであります。議案書にお戻りいただきたいと思いますが、附則におきまして、この要綱は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用すると規定するものであります。説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

○**沖田委員長** 質疑なしと認めます。はじめにお諮り致します。議案第26号について原案通り可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○**沖田委員長** 異議なしと認め、議案第26号については、原案通り可決致しました。次にお諮り致します。議案第27号について原案通り可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○**沖田委員長** 異議なしと認めます。議案第27号については原案通り可決致しました。

日程第15、議案第28号幕別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する要綱について説明を求めます。

○**学校教育課長** 議案第28号、幕別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する要綱について、ご説明をいたします。議案書は11ページであります。

本要綱につきましては、幕別町立学校の教職員が公務の為に、職員が所有する自家用車を使用するときの取扱いについて必要な事項を定めているものであります。今般、道の要綱が改正されたことに伴いまして、本町の要綱も改正しようとするものであります。改正の内容は、公務に使用できる自家用車の範囲を、実質的に本人が所有している自家用車とするものであります。別紙の議案第28号説明資料、新旧対照表をご覧いただきたいと思ひます。第2条は、自家用車の定義について規定しているものであります。現行では、職員又は職員と生計を一にしている親族が所有するものと規定しているものを、職員、職員の配偶者又は北海道職員等の旅費に関する条例第2条第1項第6号に規定する扶養親族の所有又は使用するものに改めるものであります。また、第1号様式については、全面改正であります。改正内容は、所有名義人の下段に使用名義人を加えたものであります。今回の改正によりまして、これまでは、同居をしていれば、扶養とならない例えば、父親の車でも使用できましたが、今後は、職員、そしてその配偶者と扶養親族の所有、使用する自家用車、つまり実質的に職員が所有する自家用車に限られることとなるものであります。

なお、当該自家用車については、任意保険として、対人賠償1億円以上、対物賠償5百万円以上、さらに児童生徒を同乗させる場合には5百万円以上の搭乗者障害保険の契約が締結されていることが要件となっております。

議案書12ページになります。附則におきまして、この要綱は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用すると規定するものであります。説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

○**沖田委員長** 質疑なしと認めます。お諮り致します。議案第 28 号について原案通り可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○**沖田委員長** 異議なしと認め、議案第 28 号については、原案通り可決致しました。次に日程第 16、議案第 29 号要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、プライバシー保護の為秘密会と致します。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○**沖田委員長** 異議なしと認め秘密会と致します。

○**沖田委員長** 秘密会をときます。

○**沖田委員長** 以上を持ちまして、本日の日程の全てが終了致しましたので、第 5 回教育委員会会議を閉じます。どうもありがとうございます。

17 時 40 分 閉会